

3 居宅生活支援費（居宅介護）設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

居宅介護サービスに係る費用 ・ホームヘルパーの人件費等

運営に係る基本的な管理経費等 ・人件費等（管理事務相当分） ・交通費 ・消耗品費・備品費 ・その他事務管理経費

2 基本的な取扱い

支援費の単位

サービス提供時間に応じて支援費を支給することができるよう、30分を単位として設定することとする。

なお、30分単位の支援費基準を設定することに伴い、1時間程度を1単位とする滞在型及び30分程度を1回とする巡回型の類型は廃止する。

単位区分は、以下のとおりとする。

- ・30分未満
- ・30分以上1時間未満
- ・1時間以上1時間30分未満
- ・以降30分ごと

地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。

地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則 9 - 4 9 「調整手当」別表第 1 等による 5 区分による。

サービス類型別の設定

身体介護、家事援助等のサービス類型別に設定する。

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動介護
- ・日常生活支援（仮称）

サービス提供時間帯に応じた設定

現行の取扱いと同様、昼間のほか、早朝・夜間や深夜にもサービス需要に対応できるように、サービス提供時間帯に応じた基準を設定する。

- | | | |
|---------|---------------|--|
| ・昼間帯 | 1 0 0 / 1 0 0 | |
| ・早朝・夜間帯 | 1 2 5 / 1 0 0 | 早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間）
夜間（午後 6 時から午後 1 0 時までの時間） |
| ・深夜帯 | 1 5 0 / 1 0 0 | 深夜（午後 1 0 時から午前 6 時までの時間） |